

令和6年3月27日

西東京市介護予防・生活支援サービス事業者 各位

西東京市健康福祉部高齢者支援課
介護保険担当課長 直井 朝彦

西東京市総合事業における令和6年度報酬改定に伴う体制届の提出について【重要・全事業所対象】

日頃より介護保険制度の円滑な事業運営に御協力賜り、心よりお礼申し上げます。

標記の件につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

各事業所様におかれましては、お手数ですが、必ず御確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 改定に伴う体制届の提出について

令和6年介護報酬改定により、高齢者虐待防止措置が未実施の場合や、業務継続計画（BCP）が未策定の場合は基本報酬が減算されることになり、実施及び策定の有無の状況について西東京市に届出がない場合は、減算型とみなされることになりました。

また、令和6年4月1日から新設された加算等があるため、新たに加算を取得する場合や加算の区分が変更となる場合も西東京市に届出が必要となります。

つきましては、西東京市の総合事業の指定がある全事業所において令和6年4月1日時点の状況について、体制届の提出をお願いいたします。

2 提出期限

令和6年4月15日（月）必着 ※提出対象：西東京市の総合事業の指定がある「全事業所」

3 提出書類

体制届（西東京市総合事業）【共通】

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（体制届1）
介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（体制届2）

～様式掲載場所～ ※西東京市ホームページ

- ・トップページ>健康・福祉>高齢者支援>介護予防・日常生活支援総合事業>事業者>お知らせ>令和6年3月27日掲載
- ・トップページ>健康・福祉>高齢者支援>介護予防・日常生活支援総合事業>事業者>変更届・体制届・廃止届等

4 提出方法

①電子申請（電子申請届出システム） ※まだ電子申請届出システムに対応していない事業所は②へ

②メール 件名：西東京市総合事業体制届

宛先：kourei-kaigoservice@city.nishitokyo.lg.jp

～問い合わせ～

西東京市

健康福祉部高齢者支援課介護事業者係

電話 042-420-2815（直通）

Mail kourei-kaigoservice@city.nishitokyo.lg.jp